第明治三十五種郵便物認可

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年９月21日
支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　令和４年度小禄道路ボックスカルバート工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　沖縄県那覇市鏡水地内
⑷　工事内容　道路土工１式、カルバート工１式、非開削工（パイプルーフ）１式、仮設工１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和７年３月31日まで。
⑹　本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（技術提案評価型Ｓ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。
⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。
⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む。）を義務付ける工事である。
⑿　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。
⒀　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の試行工事である。
⒁　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
⒂　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成31年３月29日付け国地契第73号、国管技第179号、国北予第63号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
⒃　本工事は、参考見積書を技術提案書等と併せて提出する適用工事である。
⒄　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保の図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
⒅　本工事は、完全週休２日を確保した施工を実施する試行工事である。（詳細は入札説明書による。）
⒆　本工事は、男女別の環境改善型トイレの設置について、推進する工事である。
⒇　本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進（Ⅱ）型工事である。提出された技術提案について、履行義務項目等を通知する。
(21)　本工事は、ワークライフバランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する工事である。
(22)　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
(23)　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行工事である。
(24)　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
(25)　本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。
(26)　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
(27)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。
(28)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
(29)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
(30)　本工事は、技術提案の作成にあたり、当該工事の設計データの閲覧が出来る試行工事である。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であること。なお、特定ＪＶの構成員は最大２社とする。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における一般土木工事に係る令和３・４年度一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。
⑸　単体有資格業者、経常ＪＶ、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す要件を有すること。
　ｱ　単体有資格業者は、平成19年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①、③及び④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
　ｲ　経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成19年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①、③及び④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
　ｳ　特定ＪＶの代表者は、平成19年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成19年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる②、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。